

※令和7年4月1日以降に転入された方が対象です

伊賀市若者・子育て世帯移住促進家賃支援

本市への定住の意思を持つ若者及び子育て世帯の移住を支援することで若い年代の市内流入を促し、伊賀市の活力向上と地域の活性化を図ることを目的として実施しています

補助対象経費

月額家賃から住宅手当を控除した額

●賃貸借契約に定められた実家賃が対象です。

※共益費、管理費、駐車場使用料、その他住居以外の費用は除きます。

●対象となる家賃は、居住のために賃貸借契約を締結した市内の賃貸住宅です。
ただし、下記の㊦～㊩の住宅を除く。

㊦国または地方公共団体が整備する住宅

(地方公共団体がその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る住宅を含む。)

㊧会社、国及び地方公共団体等がその社員、職員等を居住させる目的で管理する社宅や寮等の住宅。

㊩賃借人及びその世帯構成員の3親等内の親族が所有する住宅

補助額

補助対象経費の2分の1以内

若者：月額上限2万円

⇒

申請日において39歳以下である者

子育て世帯：月額上限3万円

⇒

申請日において中学生以下の者が
属する世帯

※算出した補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨て

補助対象期間

申請日の属する月の翌月から連続した2年間

交付対象者

《以下の要件全てに該当する方が対象です。》

■若者または子育て世帯いずれかに該当する方

⇒ 若者 …申請日において39歳以下である者

子育て世帯…申請日において中学生以下の者が属する世帯

□令和7年4月1日以降に本市に転入した方で、転入日前1年以内に、伊賀市に住所を有していない方

□補助金の交付決定日から3年以上、本市に定住する意思を有する方

□伊賀市内に所在する賃貸住宅と賃貸借契約を締結した賃借人であること

□賃貸住宅の所在地において交付対象者及びその世帯構成員が伊賀市の住民基本台帳に登録され、現に居住していること。

□申請者の転勤、出向(交付対象者の意思にかかわらず就業先が命令できる場合を含む。)、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住ではないこと。

□申請者が生活保護法の規定による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと

□申請者が市税を滞納していないこと

□申請者及びその世帯構成員が暴力団員又は暴力団関係者でないこと

□補助対象経費について、国、県又は市による他の補助金等の交付を受けていないこと

申請から交付までの流れ

①交付申請書 提出

転入日から3か月以内に提出

【提出書類】

- 交付申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号） 同意書（様式第3号）
- 世帯全員の住民票の写し 賃貸借契約書の写し
- 転入日から過去1年伊賀市に住んでないことが分かる書類

【交付対象期間】

申請日の属する月の翌月から**連続する2年間**が対象です。

<交付対象期間認定例>

- 令和7年7月中に申請された場合
→令和7年8月1日から令和9年7月末日まで

交付決定通知

②実績報告書 提出

当該年度分の実績をその年度の**3月31日**までに提出

【提出書類】

- 実績報告書（様式第8号） 家賃を支払ったことが分かる書類
- 住宅手当支給等証明書（様式第9号） 口座振替依頼書

交付額確定通知

補助金交付

2年目以降の申請について

補助金の交付期間が終了するまで、毎年度、「① 交付申請書 提出」「② 実績報告書 提出」を繰り返すことで、補助金の交付を受けることができます。

2年目以降は「①交付申請書の提出」を、**4月中**に提出してください。

《必要書類》

- 交付申請書の提出時 → 交付申請書（様式第1号） 誓約書（様式第2号）
実績報告書の提出時 → 実績報告書（様式第8号） 住宅手当支給等証明書（様式第9号）
 家賃を支払ったことが分かる書類 口座振替依頼書

※申請内容に変更があった場合は、変更承認申請書（様式第6号）を提出してください。

申請者

市役所

←詳しくはHPをご確認ください

《お問合せ先》

伊賀市地域創生課 移住定住係

☎0595-22-9680

✉chisou@city.iga.lg.jp



伊賀市